**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

徳島県板野郡上板町高瀬一〇二〇番地の二

杢保水道工業有限会社

清算人　杢保　治之

**解散公告**

当社は、平成二十五年十月二十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

熊本市北区四方寄町六〇三番地一

株式会社米原企業

代表清算人　米原　一義

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

沖縄県那覇市西二丁目一六番三号屋島組本社ビル二一六号室

株式会社ちゅらていーだ

代表清算人　上林山　章

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

札幌市中央区南一五条西五丁目一番地

財団法人北海道遺族会館

代表清算人　西川　喜紹

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十五年十二月二十四日渋谷区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

東京都港区南青山一丁目一五番五号

美竹ビルマンション建替組合

代表清算人　峰　隆男

**解散公告（第一回）**

焼津市高草土地改良区は、平成二十六年一月六日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

静岡県焼津市中里四三九番地

清算法人高草土地改良区

代表清算人　浦田　櫻男

**解散公告（第一回）**

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

広島県尾道市吉和西元町二四番三号

社団法人吉和太鼓おどり保存会

代表清算人　山本　正直

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十五年十二月二十四日沖縄県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

沖縄県うるま市字江洲三〇番地

うるま市江洲第二土地区画整理組合

代表清算人　温井　克吉

**解散公告（第二回）**

当法人は、責任役員会の決議並びに北海道知事の認証によって、平成二十五年十二月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

北海道釧路市緑ケ岡二丁目一九番地五

宗教法人新金剛寺

清算人　青木　節子

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十五年十二月十七日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

山形県寒河江市本町一丁目九番二八号

寒河江市木の下土地区画整理組合

代表清算人　小山　陽一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

横浜市西区宮崎町二五番地

社団法人横浜市市友会

清算人　森田　謙一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

山梨県甲府市徳行三丁目五番六号

社団法人ボーイスカウト山梨連盟

代表清算人　鶴田　和雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

滋賀県甲賀市水口町新町一丁目一番三五号

財団法人天理教水口大教会維持財団

代表清算人　藤橋　光一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十五年十二月二十六日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

神戸市灘区永手町二丁目三番一七号

準学校法人横田学園

清算人　米谷　稔

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

島根県松江市外中原町一九四番地

財団法人清光天心育英会

代表清算人　山本　隆志

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十二月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

広島県福山市駅家町大字中島五九八番地の三

宗教法人石鉄山駅家教会

清算人　山岡　豊士

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

福岡県八女市星野村一〇七七六番地の二

財団法人星野保育会

代表清算人　森田　道治